

## 第5回長岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和3年1月8日（金）

午後4時30分から

場所：アオーレ長岡4階大会議室

1 市内の感染状況について

2 国の緊急事態宣言発令及び県の対応について

3 市の対応について

4 その他

## 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況（R 2. 1. 7 現在）

## 1 長岡市内の状況

(1) 確認された感染症患者の数 30 人（うち死者 0 人）

## 【月別・性別】

	男性	女性	計
令和2年3月	1	0	1
令和2年4月	0	0	0
令和2年5月	0	0	0
令和2年6月	0	0	0
令和2年7月	0	0	0
令和2年8月	1	0	1
令和2年9月	0	1	1
令和2年10月	0	0	0
令和2年11月	5	4	9
令和2年12月	13	4	17
令和3年1月	0	1	1
計	20	10	30

## 【年代別・性別】

	男性	女性	計
10歳未満	1	0	1
10歳代	5	2	7
20歳代	1	1	2
30歳代	3	2	5
40歳代	2	2	4
50歳代	4	1	5
60歳代	2	2	4
70歳代	2	0	2
80歳代	0	0	0
90歳代	0	0	0
計	20	10	30

## 【職業別・性別】

	男性	女性	計
会社員	9	2	11
自営業	1	0	1
警察官	1	0	1
医療機関職員	0	2	2
アルバイト	0	1	1
学生	3	2	5
無職	4	3	7
その他	2	0	2
計	20	10	30

(2) クラスターの発生 なし

## 2 新潟県内の状況（参考）

確認された感染症患者の数 611 人（うち死者 3 人）

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（同法附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言した。

記

### 1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 1 月 8 日から 2 月 7 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

### 2. 緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域とする。

### 3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

## 基本的対処方針の主な変更内容について (概要)

### **1. 緊急事態宣言の発出（3頁）**

区域：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

期間：令和3年1月8日から令和3年2月7日まで

### **2. 緊急事態措置の具体的な内容**

#### **① 外出の自粛（14頁）**

不要不急の外出・移動自粛の要請、特に、20時以降の外出自粛を徹底

#### **② 催物（イベント等）の開催制限（14頁、別途資料参照）**

別途通知する目安を踏まえた規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）を設定し、要件に沿った開催の要請

#### **③ 施設の使用制限等（15頁）**

- ・飲食店に対する営業時間の短縮（20時までとする。ただし、酒類の提供は11時から19時までとする。）の要請
- ・関係機関とも連携し、営業時間短縮を徹底するための対策強化
- ・飲食店以外の他の特措法施行令第11条に規定する施設（学校、保育所をはじめ別途通知する施設を除く。）についても、同様の働きかけを行う
- ・地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」による、飲食店に対して営業時間短縮要請等と協力金の支払いを行う都道府県に対する支援

#### **④ 職場・出勤（16頁）**

- ・「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）等を強力に推進
- ・事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制

#### **⑤ 学校等（17頁）**

- ・学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるではなく、感染防止対策の徹底を要請
- ・大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的

実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応

- ・部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態宣言区域においては、部活動における感染リスクの高い活動の制限）を要請

### **3. 緊急事態宣言発出・解除の考え方**

緊急事態宣言の発出及び解除の判断にあたっては、以下を基本として判断。その際、「ステージ判断の指標」は、目安であり、機械的に判断するのではなく、総合的に判断すべきことに留意

#### **(緊急事態宣言発出の考え方)**

国内での感染拡大及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況（特に、分科会提言におけるステージIV相当の対策が必要な地域の状況等）を踏まえて、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断

#### **(緊急事態宣言解除の考え方)**

国内での感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況（特に、緊急事態措置を実施すべき区域が、分科会提言におけるステージIII相当の対策が必要な地域になっているか等）を踏まえて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断

なお、緊急事態宣言の解除後の対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージII相当以下に下がるまで継続。

### **4. その他の主な変更事項**

- ・変異株の関係（7頁等）
- ・ワクチン・予防接種の関係（8頁等）
- ・「感染リスクが高まる「5つの場面」」の関係（10頁等）
- ・クラスター対策の強化（歓楽街、外国人支援等）（21頁等）
- ・医療機関、高齢者施設等への積極的な検査（27頁等）
- ・偏見・差別等への対応関係（30頁等）

## 施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要(第51回政府対策本部決定)

### (基本的な考え方)

- 緊急事態措置を実施すべき区域においては、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底する。
- 飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する(具体的には、飲食店等に対する営業時間短縮要請、夜間の外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。)。

### <施設利用関係>

施設の種類	施設	今回の緊急事態宣言での措置
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等(宅配・テークアウトサー ビスは除く。)	・20時までの営業時間短縮、11時から19時まで の酒類提供を要請
遊興施設	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を 受けている店舗	

### <イベント関係>

人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化(あわせて、20時までの営業時間短縮の働きかけ)

### (その他留意事項)

- 新年的挨拶回り、新年会・賀詞交歓会、及びこれに類するものは、飲食につながるため、自粛する。
- 成人式はオンライン・延期を呼びかける。
- イベント開催要件の厳格化及び飲食店以外の施設への働きかけは、遅くとも1月12日には実施する。

## 緊急事態措置以外の対応

### <施設利用関係>

施 設	緊急事態措置以外の対応
運動施設、遊技場	
劇場、銀覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	<ul style="list-style-type: none"><li>・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供</li><li>・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすること</li></ul>
博物館、美術館又は図書館	の働きかけ
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていいる店舗及び別途通知する施設を除く。)	
物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需物資を除く。)	<ul style="list-style-type: none"><li>・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供の働きかけ</li></ul>
サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)	

## 資料 3

※県本部会議資料の抜粋

### 第32回新潟県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

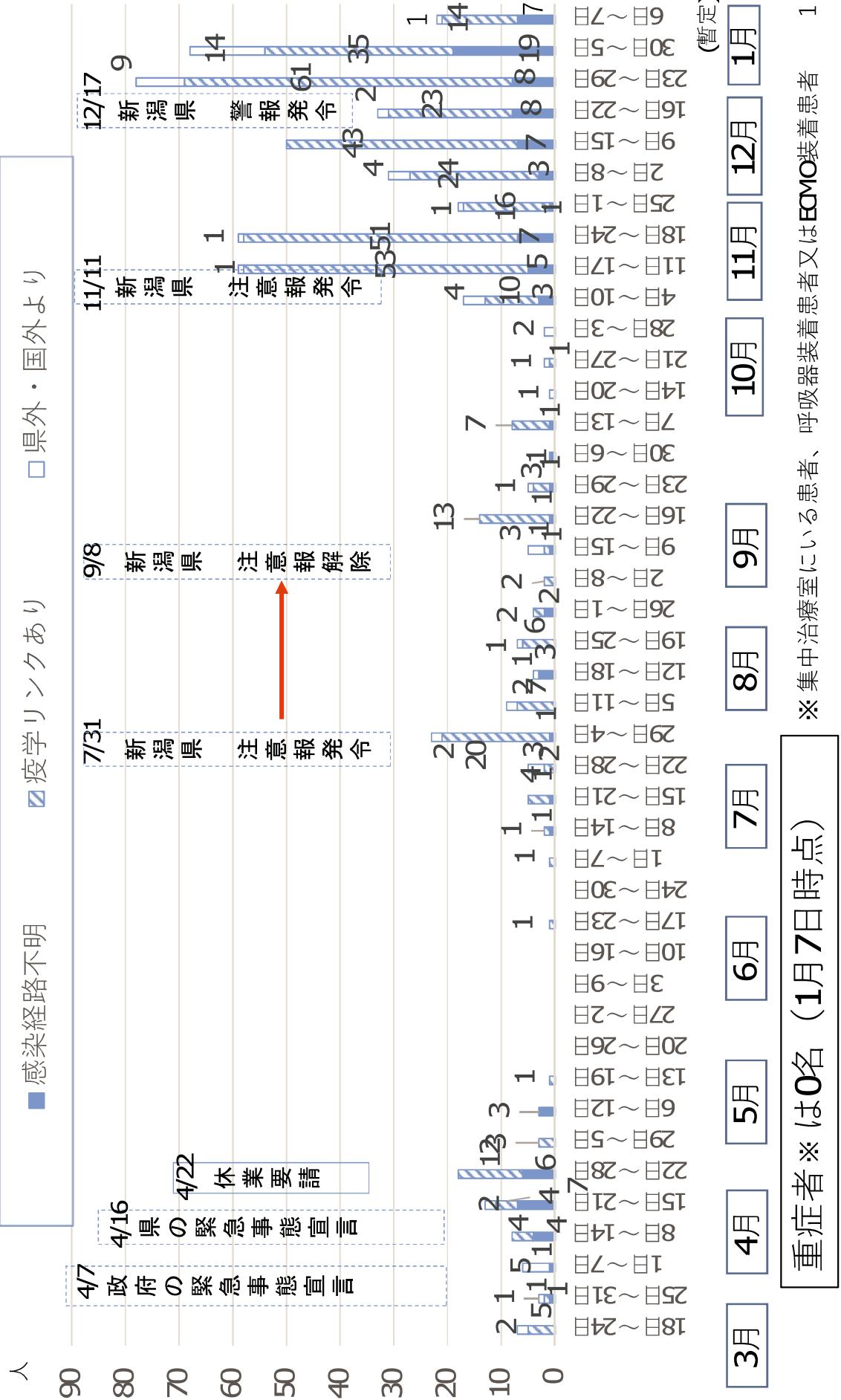
日時：令和3年1月8日（金）11:00～

場所：危機管理センター災害対策本部会議室

- 1 挨拶
- 2 県内の感染状況について
- 3 1都3県への緊急事態宣言の発令について
- 4 その他

# 福祉-1

# 感染者数等の推移

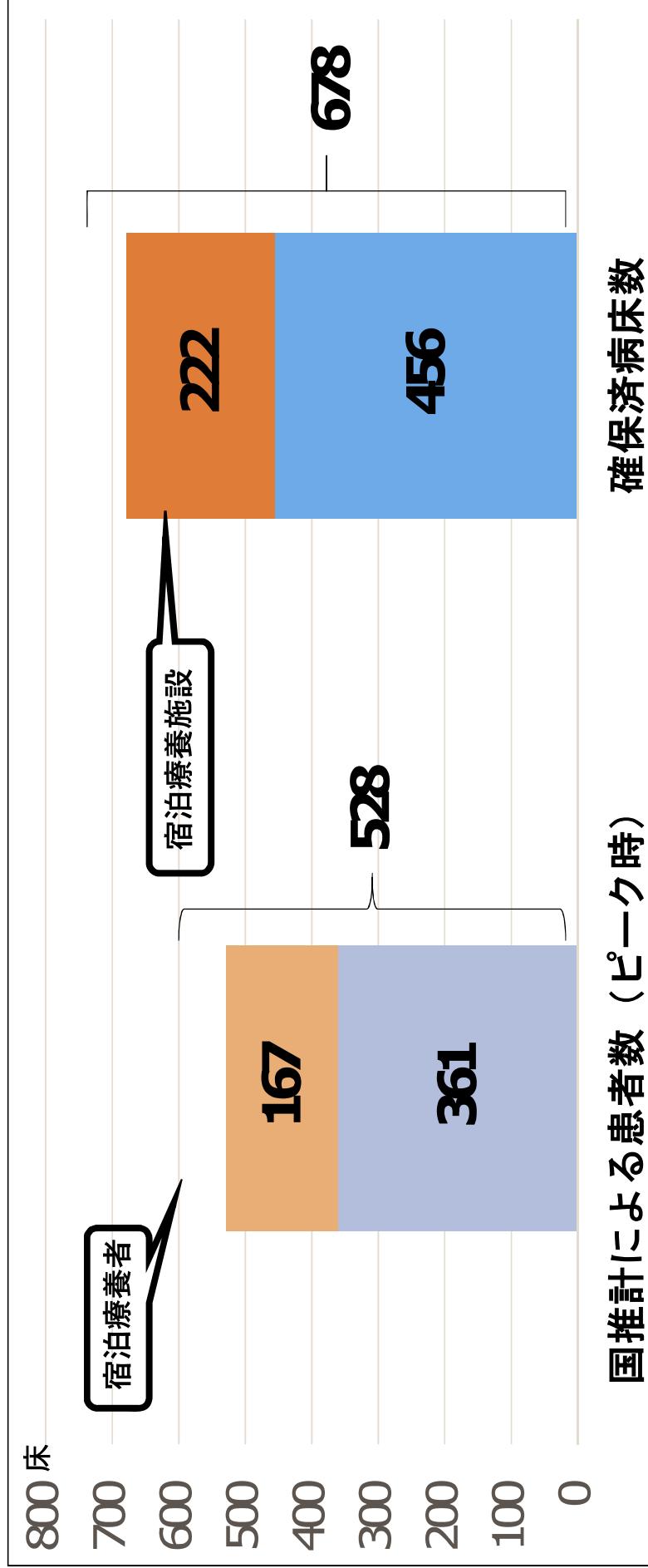


# 感染者の推移



新潟県

# 病床及び宿泊療養施設の整備状況



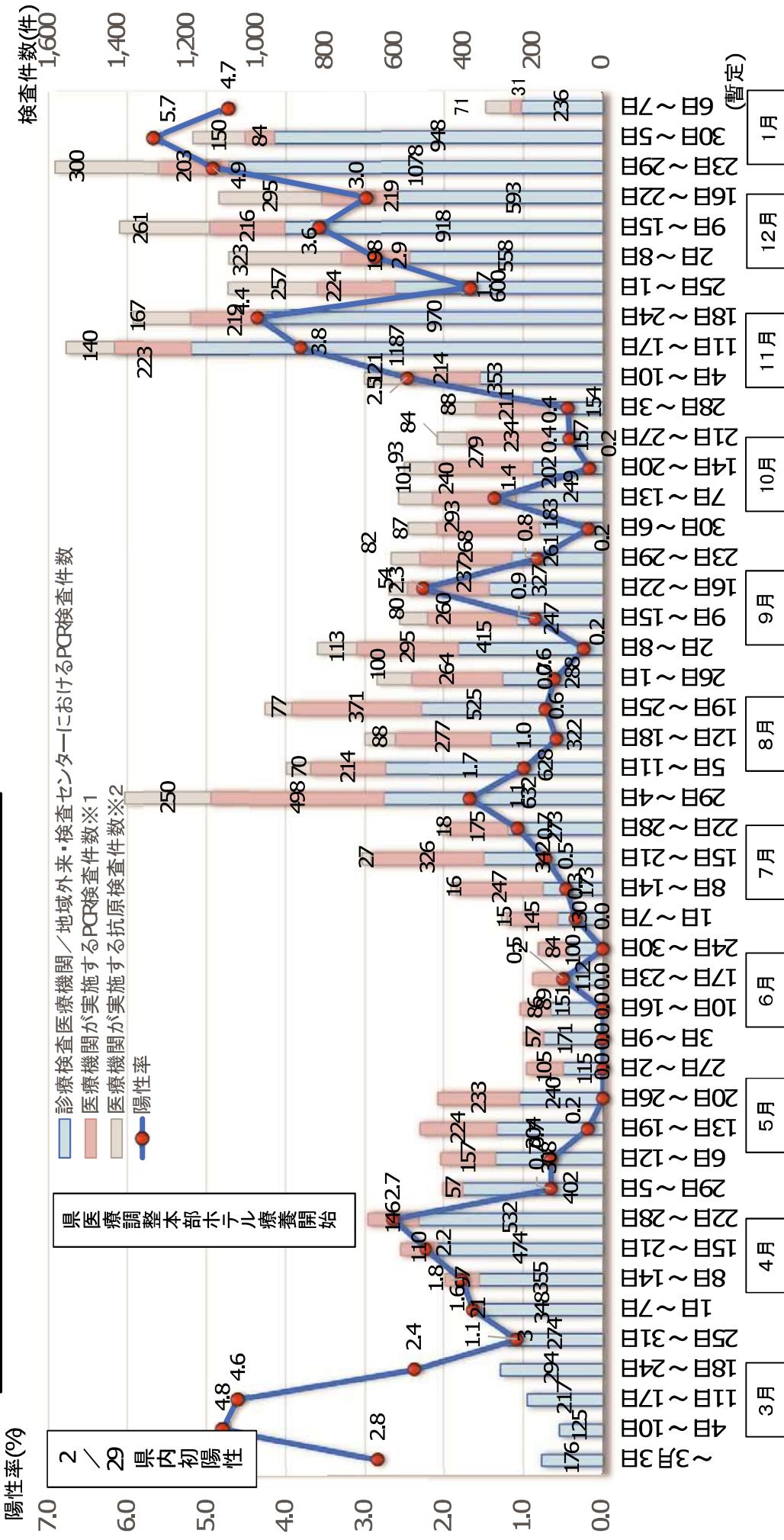
R3.1.7現在		R3.1.7現在	
患者総数	611	利用率	
入院中(予定含む)	82	医療機関	18.0% (入院患者82名/456床)
うち、重症者数	0	宿泊施設	11.7% (宿泊施設利用者26名/222室)
宿泊療養中等	43		
退院・退所	486		
うち、死亡	3		
1日の最大入院者数	97		



新潟県

# 新型コロナウイルス感染症検査件数と陽性率

PCR検査は、現在1日最大1,200件可能。



R2.8.18から厚生労働省:新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)により把握した件数を追加し、公表。  
※1 医療機関におけるPCR検査実施件数はR2.3.27～G-MISにより把握。※2 医療機関における抗原検査実施件数はR2.6.26～G-MISにより把握。



新潟県

# 県内感染状況と注意報・警報の基準との比較

## ①③において警報に該当する

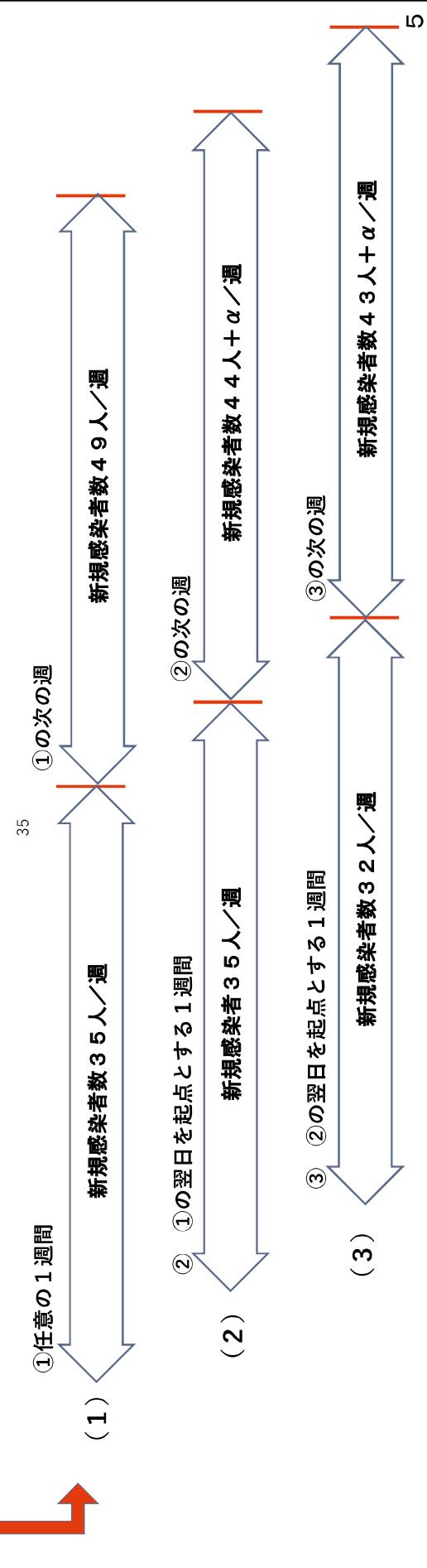
分析事項	内容	注意報	警報	県内感染状況 (1/7現在)
①新規感染者数 感染拡大状況	2週連続して <u>6人以上</u> ／週発生	2週連続して <u>12人以上</u> ／週発生 ※直近1週間の新規感染者数が その前の新規感染者数と同数か 上回る場合に該当	1/1～1/7： <u>49人</u> ／週発生 12/25～12/31： <u>35人</u> ／週発生 ⇒警報に該当する	※新規感染者の実人数：67人 ※同一クラスターの場合、4人以上 は4人ヒカウント
②新規感染者数・ そのうちに占める 感染経路が不明な 感染者の割合	<u>6人以上</u> ／週かつ 感染経路が不明な人が <u>30%以上</u>	<u>12人以上</u> ／週かつ 感染経路が不明な人が <u>30%以上</u>	<u>49人</u> ／週かつ 感染経路が不明な人が <u>24%</u>	⇒注意報・警報に該当しない ※感染経路不明の割合は新規感染者の実人数で算出
③入院病床利用者 数	<u>30人以上</u>	<u>60人以上</u>	<u>82名</u>	⇒警報に該当する
④重症者数	<u>5人以上</u>	<u>11人以上</u>	<u>0人</u>	⇒注意報・警報に該当しない 4

## 新規感染者数の算定と基準該当の判断時期（1月7日）

### 1月7日時点での感染者の状況（判明日ベース）

- 新規感染者数は、以下の（1）～（3）のいずれも6人／週を超えた場合は注意報、いずれも12人／週を超えた場合は警報に該当。ただし警報は前週より人数が少ない場合発令しない
- 新規感染者数のほか、感染経路不明者の割合、入院病床利用者数、重症者数の各指標のいずれかが注意報・警報基準に該当した場合、専門家会議に諮った上で、対策本部会議で判断し、注意報または警報を発令

	12/25(金)	12/26(土)	12/27(日)	12/28(月)	12/29(火)	12/30(水)	12/31(木)	1/1(金)	1/2(土)	1/3(日)	1/4(月)	1/5(火)	1/6(水)	1/7(木)	1/8(金)	1/9(土)
新規感染者数 【実人数】 (判明日)	11	11	0	8	15	8	8	11	8	10	6	16	11	5		
新規感染者数 【基準カウント】 (判明日) ※クラスターによる 人数算定（カウント 上限4人）反映	5	4	0	8	6	7	5	5	1	10	3	21	8	1		



# 警報継続に伴うお願ひ

警報期間中は次の3点を守ってください  
(高齢者への感染につながらないよう特に注意)

[1] 感染拡大が見られる他都道府県との往来(出張、帰省等)は、  
さらに慎重に判断し、極力控える

- ・県外と往来しなければならない場合は、飲み会や接待を伴う飲食は控える
- ・出張後や帰省中は、家の中でもマスクをする

[2] 期間中は、普段顔を合わせない人との飲み会・食事会は、極力控える

- ・単に会う場合でも、以下を守る  
体調が悪い場合は会わない(症状消失後も2日は×)  
人数を絞る／短時間で会う／距離を取る／マスクは外さない

[3] 次のイベントを実施する場合は感染防止対策を徹底

○ 飲酒を伴う会合等

- ① 体調が悪い場合は参加しない(症状消失後も2日は×)
- ② オンライン会合を検討する
- ③ 人数を絞る／なるべく普段から一緒にいる人と
- ④ 短時間で行う(二次会は行わない)
- ⑤ 距離をとる(斜め向かいに座る等、配置を工夫)
- ⑥ マスク、手指の消毒等の感染防止対策を徹底

2週間(1/7~1/20)を目途に呼びかけの効果を判断

## 資料4

市民の皆さんへ

このたび、国は新型コロナウイルスの感染拡大が続く東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県に「緊急事態宣言」を発令しました。

また、県内の新規感染者数が増加していることを受け、県は「警報」を継続し、感染拡大防止に向けた呼びかけを強めています。

本市においては、市民の皆様の慎重な行動と感染防止の取り組みへのご協力のおかげで、大幅な感染拡大は抑えられています。しかしながら、全国では感染の収束が見通せず、市内での感染の広がりも予断を許さない状況が続いているます。

今は、さらなる感染拡大と医療崩壊を防ぐために、市民・県民・国民が一丸となり、ご自身の健康と身近な方々の大切な命を守る行動をとるべき時です。

マスクの着用や手指の消毒などの基本的な感染予防に加え、下記の取り組みを実践してくださるようご協力をお願いいたします。

- ・感染拡大が見られる都道府県に住む家族の帰省や知人の来訪は、慎重に判断し、極力控えてください
- ・感染拡大が見られる都道府県への出張や訪問は、極力控えてください
- ・やむを得ず、受験や冠婚葬祭などで当該都道府県を訪問した方や帰省・来訪者との接触があった方は、人との濃厚接触を避けつつ、2週間程度の健康観察をしてください
- ・普段顔を合わせない人との飲み会・食事会は、極力控えてください

一人ひとりが確実に感染防止に取り組み、ともにこの難局を乗り越えてまいりましょう。

令和3年1月8日

長岡市長 磯田達伸